

一般社団法人日本糖尿病学会賞規定

- 第 1 条 本会に学会賞としてハーゲドーン賞，リリー賞および女性研究者賞を設け，糖尿病に関するとくに優秀な研究業績を本会会誌その他の学術雑誌に発表した本会正会員にこれを贈呈する。
- 第 2 条 ハーゲドーン賞は，国際的に認められ評価の確立した研究業績に与えられる。リリー賞は，主に国内でなされた若手研究者による研究業績を評価の対象とする。女性研究者賞は，女性会員による研究業績を評価の対象とする。
- 第 3 条 ハーゲドーン賞および女性研究者賞の贈呈は毎年 1 件以内，リリー賞の贈呈は毎年 2 件以内とする。
- 第 4 条 学会賞は賞状および賞牌とし，副賞を添える。
- 第 5 条 学会賞は総会において贈呈し，学会賞受賞者は年次学術集会において学会賞受賞講演を行うものとする。
- 第 6 条 本会学術評議員は候補者を推薦できる。
- 第 7 条 推薦者は候補者を下記の書類を添えて 11 月 20 日までに理事長に推薦する。
- (1) 推薦書（所定の用紙）
 - (2) 履歴書（所定の用紙）
 - (3) 主要業績目録（所定の用紙）
 - (4) 参考となる資料（5 編以内の印刷物各 15 部ずつ）
- 第 8 条 理事長は推薦された候補者について学会賞審査委員会に受賞者の選考を委嘱する。学会賞審査委員会は，既受賞者の中から理事会が推薦する委員 4 名，並びに各支部より選出され理事長より委嘱された学術評議員 7 名，計 11 名で構成する。ただし，推薦者，被推薦者およびその共同研究者は該当する賞の審査に際しては退席するものとする。理事会推薦の委員を除き委員の任期は 1 年とする。尚，理事会推薦委員の任期は 4 年とし，2 年で半数交替とする。
- 第 9 条 審査委員会は学会賞受賞者を選定し原則として 1 月 31 日までに理事長に報告する。
- 第 10 条 理事長は審査委員会の選定報告に基づき，当人および所属機関長の承諾を得たのち，理事会に報告し，学会賞受賞者を決定する。

附則

- 第 11 条 リリー賞は受賞年の 4 月 1 日現在において満 46 歳未満の者を対象とする。ただし，被推薦者が産前産後・育児休業，介護休業を取得した場合には，当該期間を被推薦者の実年齢から差し引くことができるものとし，その適用希望者は休業取得を裏付ける証明書等を提出することとする。女性研究者賞は，受賞年の 4 月 1 日現在において満 56 歳未満で正会員歴 5 年以上の女性会員を対象とする。ハーゲドーン賞にはこのような制約は設けない。
- 第 12 条 学会賞は，原則として 1 件当たり 1 名に授与する。ただし，応募された業績あるいは研究が，共同でなければ実現できなかったものについてはこの限りではない。

なお共同研究の場合、女性研究者賞においては共同受賞者も女性会員であることを要件とする。

第 13 条 第 4 条に規定する賞状、賞牌および副賞は、日本糖尿病学会寄附金等取扱規程に定められている特定寄附金として、リリー賞は日本イーライリリー株式会社から、ハーゲドーン賞はノボ ノルディスク ファーマ株式会社から、女性研究者賞はサノフィ株式会社から受領した賞状、賞牌および金員を原資として、日本糖尿病学会がそれぞれの受賞者に贈呈するものである。

第 14 条 女性研究者賞は 2019 年度から 2023 年度までの 5 ヶ年間に限り制定し贈呈する。なお同一年度においては、女性研究者賞とリリー賞の両賞に重複しての推薦は認めない。また、過去にハーゲドーン賞を受賞したものは、女性研究者賞への被推薦資格を有しない。

一般社団法人 日本糖尿病学会坂口賞規定

第 1 条 本会に故坂口康蔵名誉会長記念の坂口賞を設け、本会の発展、糖尿病学の進歩ならびに糖尿病に関する啓発、福祉に著しく貢献したものにこれを贈呈する。

第 2 条 坂口賞受賞者には賞状および賞牌を総会において贈呈する。

第 3 条 本会学術評議員、功労学術評議員および名誉会員は坂口賞受賞候補者を推薦理由書により 10 月 15 日までに理事長に推薦することができる。

第 4 条 坂口賞受賞候補者は理事会において選考し、理事長は選考結果を学術評議員に報告し、その承認を得て受賞者を決定する。